

いなべ市建設工事等に係る最低制限価格運用基準

令和6年6月

この運用基準は、いなべ市契約規則（平成22年いなべ市規則第16号）第12条第1項の規定により最低制限価格を設ける場合について、必要な事項を定めるものとする。最低制限価格は、予定価格の10分の7.5以上で、下記により算定される「最低限必要な費用（P）」とする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、建設工事等の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。

1 対象

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査及び設計業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）とする。

2 算定方法等

最低制限価格は、別表の計算式により算定する。

ただし、算定された額が予定価格の10分の7.5に満たない場合は10分の7.5とする。

なお、最低制限価格算定の際の端数処理については、 $P/1.10$ 値（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/ 1.10 の10分の7.5に満たない場合は、10分の7.5以上となるように万円未満の端数を切り上げるものとする。

別表

【建設工事】

① 一般土木工事

$$P = (\text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75) \times 1.10$$

② 建築工事等

[一般]

$$P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75\} \times 1.10$$

[解体工事]

$$P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75\} \times 1.10$$

※ 建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。

③ 鋼橋製作・架設工

$$P = \{\text{直接工事費} \times 1.00 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 1.00$$

+ (工場管理費+現場管理費) × 0.9 + 一般管理費等 × 0.75} × 1.10

④ 機械設備製作・据付工 (上下水機械設備工事を除く)

$$P = \{ (直接製作費 + 直接工事費) \times 1.00 + (間接労務費 + 共通仮設費) \times 1.00 \\ + (工場管理費 + 設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.75 \} \times 1.10$$

⑤ 電気・通信設備工事 (上下水電気・通信設備工事を除く)

$$P = \{ 機器単体費 \times 0.955 + 直接工事費 \times 1.00 + 共通仮設費 \times 1.00 + (現場管理費 + 機器間接費) \\ \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.75 \} \times 1.10$$

※ 土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、機器単体費を機器費、機器間接費は技術者間接費と読み替えるものとする。

⑥ 上下水機械設備工事及び上下水電気・通信設備工事

$$P = \{ 機器費 \times 0.955 + 直接工事費 \times 1.00 + 共通仮設費 \times 1.00 \\ + (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.75 \} \times 1.10$$

※ 直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

※ 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

※ 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

※ 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

※ 工事に伴い最低限必要な費用 (P) の算定については、「スクラップ評価額」は、「P算定式の直接工事費」に含むものとします。

$$\text{「P算定式の直接工事費」} = \text{「設計内訳表の直接工事費計」} + \text{「スクラップ評価額」}$$

【建設コンサルタント業務】

① 測量業務 (権利調査を含む)

$$P = (直接測量費 + 諸経費 \times 0.6) \times 1.10$$

ただし、諸経費 = 間接測量費 + 一般管理費等

② 設計業務・用地調査業務・工損調査業務

②-1 積算に技術経費の項目を計上しない場合

$$P = (直接原価 + その他原価 + 一般管理費等 \times 0.5) \times 1.10$$

②-2 積算に技術経費の項目を計上する場合

$$P = (直接業務費 + 諸経費 \times 0.6 + 技術経費) \times 1.10$$

ただし、諸経費 = 業務管理費 + 一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

③ 地質調査業務

$$P = (\text{純調査費} + \text{諸経費} \times 0.5 + \text{解析等調査業務費} \times 0.8) \times 1.10$$

ただし、純調査費 = 直接調査費 + 間接調査費

諸経費 = 業務管理費 + 一般管理費等

※ 複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系（①、②及び③）ごとにP/1.10値（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）の万円未満を切り捨て端数処理を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とする。

なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①、②、③の業務が合算された業務のことであり、②の中で併記された設計業務・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務は、同一諸経費体系とみなす。また予定価格の7.5/10以上の範囲で行う端数処理は、最低限必要な費用を合算した後に行うこととする。

この運用基準は、平成27年6月1日以降に発注する建設工事等に適用する。

この運用基準は、平成28年6月1日以降に発注する建設工事等に適用する。

この運用基準は、平成29年6月1日以降に発注する建設工事等に適用する。

この運用基準は、令和元年6月1日以降に発注する建設工事等に適用する。

この運用基準は、令和2年6月1日以降に発注する建設工事等に適用する。

この運用基準は、令和6年6月1日以降に発注する建設工事等に適用する。